

令和 8 年 3 月

特例施設占有者制度の概要

兵庫県警察本部会計課

用語解説

法	遺失物法（法律）
令	遺失物法施行令（政令）
規則	遺失物法施行規則（国家公安委員会規則）
政令	遺失物法施行令
国家公安委員会規則	遺失物法施行規則
公告の日	警察署長に提出した日

目 次

1 特例施設占有者の要件	1
2 特例施設占有者の拾得物の取扱い	2
3 施設占有者と共通する事項	8

1 特例施設占有者の要件

交通機関や店舗などの施設占有者のうち特例施設占有者となることができるのは、下記の一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会の指定を受けた施設占有者です。（法第17条・令第5条）

- ① 鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業（旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ② 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ③ 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ④ 航空法に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客を運送するものに限る。）又は国内定期航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会が指定したもの
 - (1) 交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が①から④に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- エ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの
- (3) 交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

▶ 公安委員会による指定の手続（規則第 28 条）

- 指定は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行う。
- 指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出する。
 - ・ 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - ・ 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
 - ・ 物件の保管の場所
 - ・ 施設における推定による 1 か月間の交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎
- 申請書には、次の書類を添付する。
 - ・ 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあっては、国籍等記載されているもの）の写し（法人の場合は、役員のもの）
 - ・ (2)ア及びイのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人の場合は、役員のもの）
 - ・ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面
 - ・ 法人の場合は、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面

2 特例施設占有者の拾得物の取扱い

公共交通機関や店舗など多くの落とし物や忘れ物を取り扱う事業者を対象に特例施設占有者制度を設けています。一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者（特例施設占有者）は、2 週間以内に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら保管できます。

▶ 警察署長に提出（届出）するまでの期間が 2 週間になります。

特例施設占有者は、拾得物の交付を受けてから警察署長に提出するまでの期間が2週間になります。

これまでは、すべての施設占有者は、拾得者から拾得物の交付を受けた日から1週間以内に警察署長に差出しを行っていましたが、特例施設占有者に該当する事業者はこの期間が2週間となります。(法第17条)

(ただし、禁制品及び政令で定める高額な物件(10万円以上の物件)にあつては1週間以内)

▶ **拾得物を自ら保管することができます。**

特例施設占有者は、2週間以内に拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その拾得物を自ら保管できます(警察署長に提出しないことができます)。(法第17条)

取り扱った拾得物を自ら保管するか、又は警察署長に提出するかは、特例施設占有者自身の判断によります。

何を自ら保管し、また、何を提出するかについては、取り扱う地域(店舗)、取り扱う物件の種類ごとに決めることもできます。どのような方策を採るかについては、物件の提出や届出を円滑に行うため、あらかじめ当該管轄する警察署の会計課担当者と調整しておくことが便宜です。

ただし、10万円以上の物件については、高額であることから、自ら保管できず、警察署長に提出していただきます。

※ 特例施設占有者であっても提出を免除されない高額な物件

- ・ 10万円以上の物品
- ・ 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
- ・ 貴金属、宝石その他の者であつてその価値又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められる物件

拾得物を自ら保管する場合には、あらかじめ、電磁的記録(データ)による届出又は次の様式による届出が必要となります。

保管物件
物件売却 届出書
物件処分

第17条
遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。
第21条第2項

令和 年 月 日

兵庫県 警察署長 様
氏名又は名称
住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号 () -

保管施設の名称等 名称
所在地
電話番号その他の連絡先 () -

番号	物件の種類及び特徴		拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金	物品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		令和 年 月 日 午前・午後 時 分	・ ・ 午前・午後 時 分	
	売却・処分理由		保管届出日	令和 年 月 日	
	売却・処分方法		売却・処分予定日	令和 年 月 日	
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		令和 年 月 日 午前・午後 時 分	・ ・ 午前・午後 時 分	
	売却・処分理由		保管届出日	令和 年 月 日	
	売却・処分方法		売却・処分予定日	令和 年 月 日	
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		令和 年 月 日 午前・午後 時 分	・ ・ 午前・午後 時 分	
	売却・処分理由		保管届出日	令和 年 月 日	
	売却・処分方法		売却・処分予定日	令和 年 月 日	
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		令和 年 月 日 午前・午後 時 分	・ ・ 午前・午後 時 分	
	売却・処分理由		保管届出日	令和 年 月 日	
	売却・処分方法		売却・処分予定日	令和 年 月 日	

備考

- 注 1 ※の欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 □印のある欄については該当の□内にレ印を付すこと。
 4 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

▶ 傘や衣類など大量・安価な物件等は、公告後2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却することができます。

特例施設占有者は、保管物件が、日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物として政令で定めるもの又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するものとして政令で定める物である場合は、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、事前届出をした上で売却することができます。(法第20条)

※ 売却できる物件（令第3条）

- ・ 傘
- ・ 衣類
- ・ ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルトその他衣類と共に身に付ける繊維製品又は皮革製品
- ・ 履物
- ・ 自転車
- ・ 動物

また、滅失又は毀損するおそれのある物件等についても、事前届出をした上で、売却することができます。

なお、保管物件を売却した場合、売却による代金から売却に要した費用を差し引いた残金を当該物件とみなし、保管することとなります。

▶ 保管物件の売却につき買受人がない場合傘等において、事前届出したときは（売却の際に届出をしている場合を除く）、廃棄その他の処分をすることができます。

※ 廃棄等の処分ができる場合（法第21条）

- 1 売却につき買受人がないとき
- 2 売却代金の見込額が売却費用に満たないと認められるとき
- 3 売却することができないと認められるとき

▶ 保管物件の売却及び処分の方法・手続は、警察署長による売却及び処分の場合と同様のものになります。

1 特例施設占有者が行う保管物件の売却方法（令第7条）

- (1) 原則として一般競争入札又は競り売り
- (2) ただし、次に掲げる物のいずれかに該当する物件については、随時契約により売却することができる。
 - ・ 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物
 - ・ 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
 - ・ 売却による代金の見込額が1万円を超えないと認められる物

2 特例施設占有者が行う保管物件の売却手続（令第8条）

- (1) 特例施設占有者は、一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、公告しなければならない。
- (2) (1)の公告は、公告事項を特例施設占有者の管理する公衆の見やすい場所に掲示し、又は公告事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行う。
- (3) 特例施設占有者は、随時契約によろうとするときは、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

3 特例施設占有者が行う保管物件の処分方法（令第9条）

- (1) 保管物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適切と認められる者に引き渡すことにより行うものとする。ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物生息地においてこれを放つことにより行うものとする。
- (2) (1)にかかわらず、個人情報関連物件に該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

▶ 保管物件の所有権が自らに帰属します。

物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合または公告の日から3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、当該物件の所有権が自らに帰属します。（法第37条）

▶ 拾得物を自ら保管した場合には、次の手続きをとることとなります。

- ・ 保管した物件に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付け、3年間保存する必要があります。(法第23条及び規則第39条)

1 届出をした場合

- ・ 届出の日
- ・ 届出の提出先の警察署長
- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所
- ・ 一般人から物件の交付を受けた場合は交付の日時
- ・ 拾得者の氏名等

2 保管物件を遺失者に返還した場合

- ・ 返還の日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

3 遺失者が保管物件についてその有する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

4 交付を受けた保管物件について、拾得者が所有権を取得する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日

5 交付を受けた保管物件を権利取得者に引き渡した場合

- ・ 引渡しの日
- ・ 権利取得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

6 売却をした場合

- ・ 売却の日
- ・ 売却の理由、方法及び経過
- ・ 買受人の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・ 売却による代金の額
- ・ 売却に要した費用の額

7 処分した場合

- ・ 処分の日
- ・ 処分の理由及び方法

8 保管物件の所有権が自らに帰属した場合

- ・ 所有権が帰属した日

9 個人情報関連物件を廃棄した場合

- ・ 廃棄の日
- ・ 廃棄の方法

- ・ 遺失者が判明したとき、遺失者に返還するとき、遺失者が判明せず拾得者に所有権が移転するとき等には、遺失者や拾得者に通知することとなります。(規則第 35 条等)
- ・ 遺失者に返還するとき、所有権を取得した拾得者に引き渡すときは、本人確認をする必要があります。(法第 22 条及び規則第 37 条)
- ・ 個人情報関連物件は、遺失者が判明しなかった場合は、速やかに廃棄することとなります。(法第 37 条及び規則第 38 条)

3 施設占有者と共通する事項

▶ 施設占有者が取り扱った拾得物を提出する際の提出書の記載事項 (規則第 26 条)

施設占有者は、次に掲げる事項を記載した提出書を警察署長に提出する必要があります。

- 1 物件に関する事項
 - ・ 物件の種類及び特徴
 - ・ 物件の拾得の日時及び場所
 - ・ 物件の交付の日時
- 2 施設占有者及び拾得者に関する事項
 - ・ 施設占有者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 拾得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先
 - ・ 施設占有者及び拾得者の費用請求権、報労金請求権及び所有権を取得する権利の有無
 - ・ 施設占有者及び拾得者に係る氏名等の遺失者に対する告知についての同意の有無

▶ 電磁的記録 (データ) での拾得物の届出

施設占有者は、提出書の提出に代えて、提出書の内容を電磁的記録 (データ) で提出できます。(規則第 41 条)

▶ 拾得物に関する掲示

駅や店舗などの施設では、拾得物に関する事項を掲示するか、拾得物に関する事項を記載した書面を備え付け、これを閲覧させる必要があります。(法第 16 条)

※ 掲示し、又は書面に記載する事項

- ・ 物件の種類及び特徴（特徴は簡単に）
- ・ 物件の拾得の日時及び場所（場所は具体的に記載しない）

▶ 預り書の交付

拾得物の届出を受けた場合には、拾った方の求めに応じて預り書を交付することとなります。(法第 14 条)

※ 預り書の記載事項

- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時
- ・ 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名

▶ 物件保管の管理

物件の保管に当たっては、善良な管理者の注意をもって保管することとなります。(法第 15 条)

▶ 遺失者への返還

物件を遺失者に返還するときは、次の要領により、真の遺失者であることを確認の上、受領書（受取人の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先の記載を要します）を徴する必要があります。(法第 11 条及び規則第 20 条)

- ・ 返還を求める者からその氏名及び住所を証する書面（運転免許証、個人番号カード等）の提示を受けてください
- ・ 返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失日時及び場所を聴取し、帳簿との照合を行ってください。

§ 公安委員会の報告及び指示（法第 25 条、第 26 条）

- (1) 公安委員会は、特例施設占有者に対し、交付を受け、又自ら拾得した物件に関し、報告又は資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができます。
- (2) 公安委員会は、特例施設占有者が一定の規定に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な指示ができます。

※ 罰則（法第 41 条、第 42 条、第 44 条）

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 指示違反 | 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金 |
| (2) 拾得者への書面交付及び虚偽記載書面交付義務違反 | 30 万円以下の罰金 |
| (3) 警察署長への売却・処分の無届出又は虚偽記載違反 | 30 万円以下の罰金 |
| (4) 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存義務違反 | 30 万円以下の罰金 |
| (5) 特例施設占有者でなくなった場合の帳簿の写し、保管物件提出義務違反 | 30 万円以下の罰金 |
| (6) 公安委員会の求めに応じた報告若しくは資料提出をせず、若しくは虚偽の報告、虚偽の書類提出、又は保管物件の提出を拒み、妨げ、忌避違反 | 30 万円以下の罰金 |
| (7) 死亡、法人が合併以外の事由により解散、法人合併により消滅した場合における帳簿の写し、保管物件提出義務違反 | 20 万円以下の過料 |